

1 宿泊税の導入・使途に関すること

1 宿泊税とはどのような税金なのか。

A 宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成31年4月に導入した地方税（法定外目的税）です。

金沢市内の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業の届出をして事業を営む住宅）へ宿泊する場合、その宿泊者に対して課税されます。

2 どのような経緯で宿泊税が導入されたのか。

A 本市の宿泊税は、金沢経済同友会や市議会からの提案を受けて検討を開始し、北陸新幹線開業による影響検証会議からも「京都市の制度を基本に導入を早急に検討する必要がある」との提言があったことから、市の検討案を議会や宿泊事業者に説明し、宿泊事業者のご意見やご要望を踏まえ、検討案を一部見直したうえで、平成29年3月、議会に条例案を提出し、議決されたものです。

3 宿泊税は何に使われているのか。

A 宿泊税の税収は、次の施策のうち、新規事業又は拡充する事業に活用されています。

- ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- ・観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

宿泊税を活用した施策については、金沢市公式ホームページ（宿泊税についてのページ）にパンフレットを掲載しています。